

事例2 在宅終末期医療連携パス運用

1 取組保健所

富山県新川厚生センター

2 事例の概要

- ◇ 平成18年7月：在宅終末期医療に対する診診連携を中心とした連携パスを運用（診療所からなる連携懇話会設置）
- ◇ 平成19年6月：病診連携・多職種チーム連携による連携パスに発展「連携懇話会」から事務局を医師会に置く連携協議会に発展
- ◇ 平成19年から厚生センターが参画。

3 連携のポイント

- ① 厚生センターは、医師会に事務局を置く医療主体の地域連携パスに対し、**公平・公正な地域の調整役**として、活動研修会、事例検討会等を活用しながら、**連携パスの普及と様々な施設や団体のシステムへの参画を促進**している。
- ② **事例検討会は年6回開催**され、毎年延べ170人を上回る関係職種が参加しており、こうした長年の地道な取組は、**地域医療連携体制の基盤づくり**に貢献している。

平成21年度地域保健総合推進事業「地域医療連携体制の構築と評価に関する研究班」分担事業者：恵上博文（山口県宇部環境保健所長）より

3 医療連携体制の構築への取り組み

—5事業（救急医療、災害時、へき地、周産期医療、小児医療）—

<出典>

平成18年度地域保健総合推進事業

「地域医療連携体制の構築に関する研究班」

分担事業者：岡 紳爾（元山口県宇部環境保健所長）

◆ 医療連携体制構築の実態とその解析を行うため、下記の調査から先進事例を抽出

- 厚生労働省、各都道府県医務主管課推薦
- 各種報告書・抄録より該当するものを抽出
 - ⇒地域保健総合推進事業 発表会抄録・報告書
 - ⇒日本公衆衛生学会抄録
 - ⇒厚労省検討会資料
- 各班員から保健所への聞き取りによる情報の把握

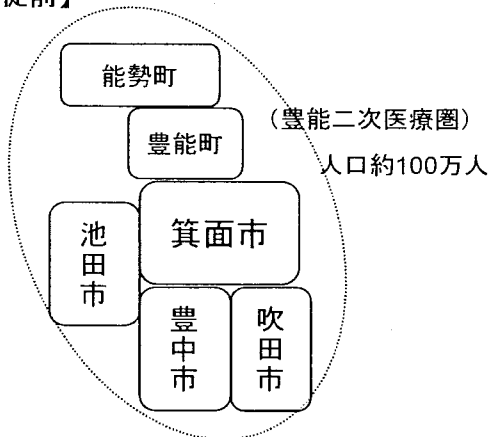
調査からリストアップされた5事業の事例

◆ 報告書に記載された事例

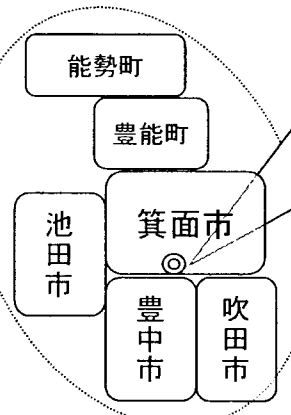
- 救急医療 4 事例
 - ◆ 二次医療圏での救急体制の機能強化（宮崎県高鍋保健所）
 - 災害医療 6 事例
 - ◆ 保健医療リスクマネジメントシステム構築（岩手県大船渡保健所）
 - ◆ 大規模災害医療救護体制の構築（長野県飯田保健所）
 - 小児救急を含む小児医療 10 事例
 - ◆ 小児一次救急医療体制の確立（愛知県岡崎市保健所）
 - ◆ 小児救急医療体制の構築と集約化（大阪府豊中保健所）
 - ◆ 小児救急医療体制の構築（福岡県八女保健所）
 - 周産期医療 1 事例
 - ◆ 産科医療体制の再構築（長野県飯田保健所）
- ※ その他（病床調整など）
- ◆ 医師等医療従事者の不足に対する対応（宮城県仙南保健所）
 - ◆ 2次医療圏における病床整備に向けた調整（兵庫県龍野保健所）
 - ◆ 2次医療圏域内の病床調整（広島県福山保健所）

事例：小児救急体制の確保（大阪府豊中保健所）

【従前】



【H16. 4から】



「豊能広域こども急病センター」を設置

- ・軽症を含む一次救急患者を診察し、入院機能はない。
- ・入院が必要な患者は、各地域の市立病院などで精密検査や入院治療を受ける。
- ・大学や国立病院からの派遣医師の他、地元の開業医も交代で出務し診療する。

4つの市の市立病院と、一つの民間病院が、それぞれで、24時間365日の小児救急診療を実施。

- ・軽症患者も重症の患者も混在して受診
- ・各病院の夜間態勢は、小児科医1人ずつの配置であり、過重な労働環境

各病院の一次救急患者は減少。

- ・市立病院等への一次救急患者は6~7割減少

センターが担う一次救急と、各市立病院等が担う二次救急の役割分担が図られ、効率化の実現とともに小児科勤務医の労働条件も改善。

保健所がなぜ関与する必要があるのか —関係者が保健所の関与に期待するもの—

- 多く医療機関等の利害が絡むことから、中立・公正な立場での調整が期待できる（医師会・病院・診療所など）。
- 新たな体制構築のための、圏域の調査が可能である。地域における現状や社会資源の把握ができる。
- 医療だけでなく他領域（介護・行政関係など）の関係者への働きかけと調整が可能である。
- 取り組むため際の予算の獲得が望める。

平成19年度地域保健総合推進事業「地域医療連携体制の構築に関する研究班」分担事業者：岡 紳爾（元山口県宇部環境保健所長）¹⁹

4 市型保健所における現状と課題

<出典>

平成21年度地域保健総合推進事業
「地域医療連携体制の構築と評価に関する研究班」
分担事業者：恵上博文（山口県宇部環境保健所長）

- ◇ 4疾病地域医療連携体制構築アンケート調査より
全国保健所の取組状況を把握するため、平成21年8月に全国510保健所（県型380、市型107及び区型23）にアンケート調査を実施（回答率99.6%）。

保健所設置市の医療提供体制における位置づけ

- ① 医療計画の体系上の主体はいずれも「都道府県」
多くの「医療資源を有する※」にも関わらず、保健所設置市が
取り組む位置づけが明確でない。
- ② 「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」においてのみ市
型保健所の位置づけについて記載がある。
- ③ 市型保健所では、本来業務の生活習慣病総合対策の二次予防・
三次予防に地域医療連携を位置付け取り組んでいる事例がある。

※ 保健所設置市（市全体の8%）で全国4割程度の医療資源を占める（平成20年10月）

① 人口	34.2%	② 一般病院	35.4%
③ 病院一般病床	38.6%	④ 病院医師	41.1%

21

平成21年度厚労省地域医療対策事業実施要綱 (医療連携体制推進事業)

1 事業目的

- 4疾病5事業ごとの医療連携提供体制を構築

都道府県のみとなっている
ところが課題

2 実施主体

- 都道府県（地域医師会等への委託可）※39都道府県が採択

3 実施地域

- 4疾病5事業ごとに完結する地域（二次医療圏に縛られない）

4 事業内容

- ① 医療機能の適切な情報提供（治療連携計画による機能分担、医療連携窓口の設置、住民への啓発、診療機能データベースの作成、医療提供体制の分析・評価等）
- ② 医療従事者等の人材養成（研修会、合同症例検討会）

5 協議会の設置

- 事業実施地域ごとに医療連携体制協議会を設置

6 経費補助

- 1か所当たり5,160千円（補助率1/2）

22

5 保健所の取り組みを一層推進するために

これまでのまとめ

- 1 医療計画の策定とともに「医療連携体制の構築」が保健所の本来業務（機能）である。

〔 ・全体では48%の保健所が取り組んでいる（前年より2割増）
※ 県型 57%・市型 18% 〕

- 2 担当職種として保健師は重要である
- 3 保健所設置市は多くの医療資源を有するが医療連携の構築に取り組む位置づけが必ずしも明確となっていない。

保健所が積極的に取り組むために(その1)

① 「基本的な指針」における「医療提供体制」に関する項目の頭出しと保健所の位置づけ

- 医療崩壊が言われる中、医療提供体制の確保は極めて重要かつ喫緊の課題であり、多くのサービス提供と同列ではなく、医療法による「医療提供体制の確保」に関する項目を頭出しをする。
- 保健所は、医療計画制度を通じて、「医療提供体制の確保」とりわけ「医療連携体制の構築」に一定の役割を果たしていることから、「医療連携体制の構築」が保健所の業務であることを明記する

<現在の基本的な指針>

(6) 企画及び調整の機能の強化

ア 都道府県の医療計画、介護保険事業支援計画、老人保健福祉計画、障害者計画等の計画策定に参与する…(中略)…地域における在宅サービス、障害者福祉等の保健、医療、福祉のシステムの構築、医療機関の機能分担と連携、医薬分業等医療提供体制の整備、食品衛生及び環境衛生に係るサービスの提供及び(1)から(6)までに掲げる課題について企画及び調整を推進すること。

保健所が積極的に取り組むために(その2)

② 「保健師の保健活動指針」における「医療連携体制の構築」への関与の位置づけ

- 医療連携体制の構築を担う職種として中心となっている保健師の業務として保健活動指針に位置づけること
 - ※ 精神、感染症等で医療機関との調整を行ってきた経験を生かすことができる
- 保健所の企画担当部署への保健師の配置

③ 「医療提供体制の確保」に市型保健所が取り組むための位置づけが必要

- 医療計画に関連する体系では、実施主体が「都道府県」と記載されており、指定都市や中核市が関与する根拠が必要。
- さらに、通知等において、「市型保健所」が関与するための位置づけを明記することが必要
- 医療資源が集中している実態に即し、国は、国庫補助事業の実施主体を保健所設置市に拡大するとともに、都道府県では、設置市に医療連携業務を委託する促進方策が必要

27

平成22・23年度全国保健所長会 保健所行政の施策および予算に関する要望書

【平成22年度 重点要望】

- 1 医療制度改革に関連した方策の推進
 - (1) 医療制度改革関連施策の実施における保健所の位置づけの明確化
 - ② 地域で計画される4疾病5事業について、これらの施策の実施における保健所の役割を、国においてもより明確に示されたい。

【平成23年度 重点要望】

- 1 地域保健対策の総合的見直しに関連した方策の推進
 - (1) 地域保健対策に関連した施策における保健所の位置づけの明確化
 - ② 都道府県医療計画の推進、とりわけ4疾病5事業に関した医療連携体制を構築するための連携調整における保健所の役割を、国において明確に示されたい。

28